

エムステージサービス会 会員のみなさまへ

# 団体長期障害所得補償 (GLTD)

## 【 団体総合生活保険 】のご案内

保険期間 : 2023年6月1日 午後4時から2024年6月1日 午後4時まで1年間

申込書締切日 : 2023年4月14日 (金) 【 中途加入も随時可能です 】

お申し込みの際は、「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項 (意向確認事項)」を必ずご確認ください。

- ・新規ご加入の方、変更を希望される方は、「加入依頼書」の必要事項をご記入・ご署名のうえ、取扱代理店へご提出ください。
- ・現在ご加入の方につきましては、表紙記載の募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては特段のご加入手続きは不要です。
- ・この保険は、エムステージサービスを契約者とし、団体の構成員を保険の対象となる方とする団体総合生活保険団体契約です。 保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、原則として契約者であるエムステージサービス会が有します。ご加入後、加入内容変更や脱退の際には、事前に取扱代理店までご連絡ください。
- ・この保険にご加入いただける方は以下のかたとなります。
  - ◆「保険の対象となる方 (被保険者) ご本人」としてご加入いただける方はエムステージサービス会の会員のみです。
  - ◆「保険の対象となる方 (被保険者)」の範囲
  - ✓保険の対象となる方は、上記の「保険の対象となる方 (被保険者) ご本人」としてご加入いただける方の範囲に該当し、かつ加入依頼書等に「保険の対象となる方 (被保険者)」として記載された方をいいます。ただし、年齢\*1が満15歳以上満64歳以下の方に限ります。\*1 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

ご加入後に「加入者票」をお届けします。加入者票記載の「年齢」はご加入手続き時点ではなく、2023年6月1日時点の年齢が記載されます。なにとぞご了承ください。


## 補償内容やご加入手続きのお問合せは

お問合せは取扱代理店 (株式会社メディカル保険サービス) までお願いいたします。

お問合わせ先  **0120-148-507**

## もし、事故が起こったら 24時間365日受付の「東京海上日動安心110番」

事故が起こった際には、「東京海上日動安心110番」までご連絡をお願いいたします。

ご連絡先  **0120-720-110** ※ IP電話等、フリーダイヤルをご利用いただけない場合は、下記までご連絡をお願いいたします。  
03-5977-6701

上記は事故の受付窓口です。

ご連絡をいただく際に、「担当者からの連絡を希望する」とお申し出ください。

### 【 取扱代理店 】

株式会社メディカル保険サービス 団体担当  
住所 : 〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-18-3 N B S 岩本町ビル4F  
TEL : 0120-148-507

### 【 引受保険会社 】

東京海上日動火災保険株式会社 担当チーム : 東京中央支店専業代理店営業第2チーム  
住所 : 〒108-6111 東京都港区港南2-15-2 品川インナーシティB棟11F  
TEL : 03-5781-6597



資料請求  
はこちら  
から  
願  
い  
し  
ま  
す

## ご加入のご案内

### 【ご加入手続きと補償開始について】

新規ご加入の方は、「健康状態告知書」「団体保険加入依頼書」「預金口座振替依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、下記送付先にお送りください。

【送付先】 〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-18-3 NBS岩本町ビル 4F  
株式会社メディカル保険サービス 団体担当宛

### 【補償開始日】

2023年4月14日（金）までに受け付けた分については、2023年6月1日午後4時から補償開始となります。

以降、毎月20日までに取扱代理店に書類が到着したお申し込みについては、その翌月1日から補償開始\*となります。（\*書類やご記入に不備がある場合、補償開始日がおくれます。）

### 【保険料のお支払いについて】

保険料は、補償開始日の翌月の27日より毎月、ご指定の口座より振替させていただきます。お振替できない場合、保険契約が解除となる場合がありますので、ご注意ください。

### 【加入者票について】

ご加入後に「加入者票」をお届けいたしますのでご確認ください。

- 加入者票記載の「年齢」はご加入手続き時点ではなく、**2023年6月1日時点の年齢**が記載されます。なにとぞご了承ください。

## 必要書類のご記入（預金口座振替依頼書）

左記の書類はイメージです。実際の加入依頼書や募集内容とは異なる場合があります。

### 《訂正方法》

印字内容に訂正がある場合や、誤った記入を行った場合は、二重線で抹消し、正しい内容をご記入のうえ、訂正印をお願い致します。

### 《ご返送》

書類は1枚目から3枚目をご返送ください。  
4枚目はお客様控えです。

### 《預金口座振替依頼書のご記入について》

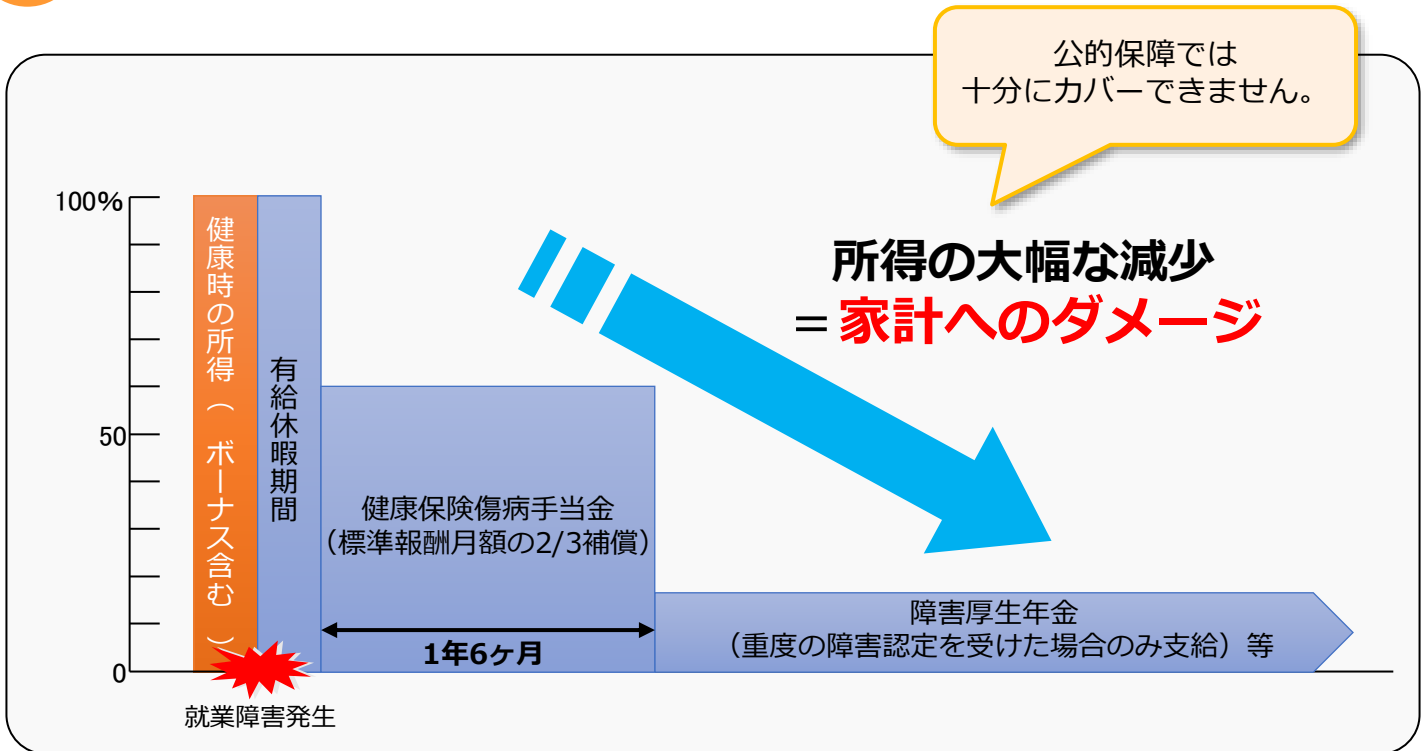
「サイン登録」の場合は2か所にサインをお願いいたします。  
振替口座のご指定にあたっては「提携金融機関一覧」をご確認ください。





# 病気やケガで長期間働けなくなったとき、 今ご加入されている保険だけで大丈夫ですか？

## 1 長期間働けなくなったとき収入がどうなるかご存じですか？



## 2 「いろいろな保険に入っているので大丈夫！」とお考えでは？

【各種リスクに対応する個人で加入できる保険】

リスク	収入の減少/途絶						老後資金	追加費用の発生						
	死亡		就業不能					入院	手術		通院			
	病気	ケガ	長期		短期				病気	ケガ	病気	ケガ		
生命保険	●	●												
傷害保険		●						●		●			●	
所得補償保険					●	●								
医療保険・入院特約								●	●	●	●			
がん保険								●		●			●	
年金型保険	●	●					●							

●補償されるリスク

- 生命保険は主に死亡時に備えるものです。
- 医療保険や入院特約の入院給付金は入院日数に応じて支払われますが、支払われる期間には限度があり、入院費用に備えるための保障と言えます。
- 上表は、各保険の補償内容を簡単に示したものです。商品やセットする特約等により、それぞれ補償内容は異なりますので、ご注意ください。

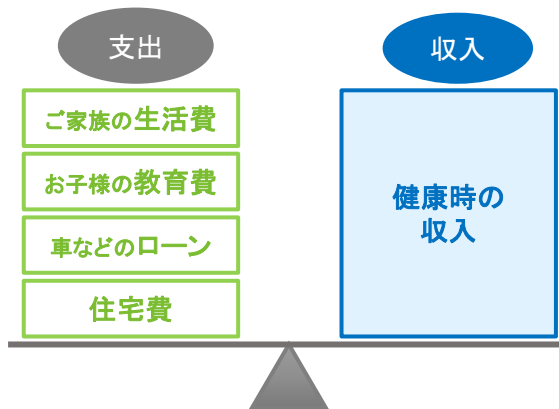
3

長期間働けず収入もストップ・・・

もし、そんな事態になったらあなたは耐えられますか？

健康な時

病気やケガで働けなくなったら…



長期の就業障害への備えとして

《 団体長期障害所得補償（団体総合生活保険） 》をおすすめします。

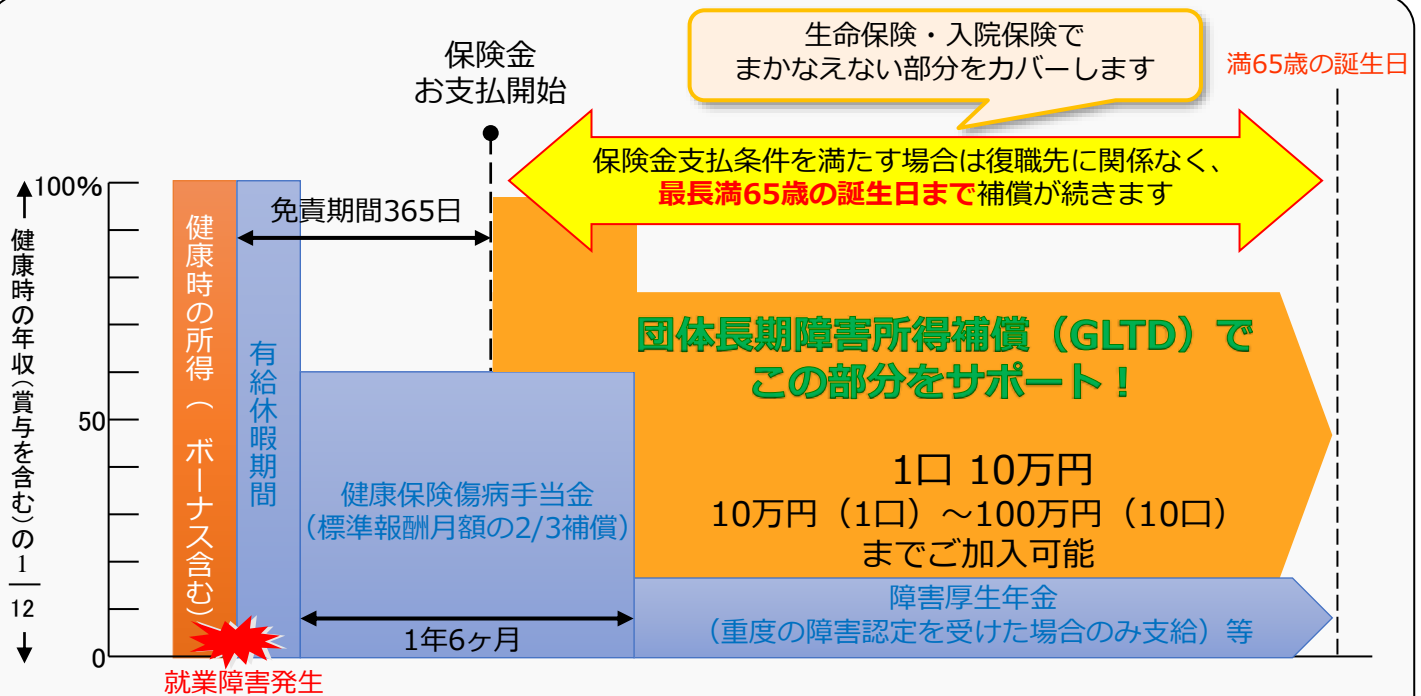
## 〈 団体長期障害所得補償の特長 〉

- 1 **最長満65歳\*までのロング補償**  
ケガや病気により就業に支障が生じ、免責期間（365日）を超えてその状態が継続した場合、最長満65歳の誕生日（3年に満たない場合は3年間）まで保険金をお支払いします。
- 2 **国内外いつでもどこでも24時間補償**  
就業障害の原因となる病気やケガの発生は、業務中、業務外、国内外を問わず24時間補償します。
- 3 **入院はもちろん、自宅療養も補償**  
入院に限らず、通院、自宅療養、リハビリテーション中も、条件を満たしている限りお支払いの対象となります。
- 4 **復職後も引続き補償**  
入院または自宅療養等から回復した場合でも、身体障害により就業に支障が生じ、20%を超える所得の喪失がある場合には、所得喪失割合に応じて保険金をお支払いします。
- 5 **特約も充実**
  - 認知症・メンタル疾患補償特約（最長2年間）
  - 妊娠に伴う身体障害補償特約（女性の方のみ）
- 6 **自動更新で安心**  
自動更新のため、更新時に特別な手続きは不要です。更新手続きもれなどによる補償の中断を防ぎます。（補償内容を変更する場合はお手続きが必要です。）
- 7 **保険料は保険料控除制度の対象**  
お支払いいただいた保険料は「生命保険料控除（介護医療保険料控除）」の対象となります。

\* 病気の種類や復職後の状況によっては、満65歳まで補償しない場合があります。

\* 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

## 【 補償のイメージ 】



※本図は制度をわかりやすく説明するために簡略化したものです。  
 ※支払基礎所得額（月額）が平均月間所得額（ボーナスを含む年収の1/12）の範囲内となるように、加入口数を設定してください。  
 ※復職・転職しても、入院・自宅療養の継続や後遺障害によって一定以上の所得喪失が生じる場合には、所得喪失率に応じて補償いたします。

## 【 保険金額と保険料 】

- ご加入は口数単位で、1口から10口までのお申込みとなります。
- 1口あたりの保険金月額は10万円です。
- 加入口数は、平均月間所得額\*1（ボーナスを含む年収の1/12）の範囲内でお決めください。

### 1口（10万円）あたりの毎月の保険料

男性 (GLM)	ご契約年齢	女性 (GLW)
920円	～24歳	640円
960円	25～29歳	840円
1,060円	30～34歳	1,120円
1,300円	35～39歳	1,650円
1,950円	40～44歳	2,620円
2,880円	45～49歳	3,790円
4,160円	50～54歳	5,070円
4,730円	55～59歳	5,070円
4,650円	60～64歳	4,340円

### 【 保険料例 30歳男性 】

5口加入の場合（保険金月額50万円）  
**1,060円 × 5口 = 5,300円**

ご契約年齢は、被保険者（保険の対象となる方）の**保険期間開始時（2023年6月1日）の満年齢**をいいます。  
 更新後の保険料はその時点の満年齢により決定されます。

\*1平均月間所得額  
 直前12か月における保険の対象となる方（被保険者）ご本人の所得\*2の平均月額をいいます。  
 \*2所得  
 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

- ※ 保険期間：2023年6月1日午後4時から1年間
- ※ てん補期間（保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間）：65歳の誕生日まで（3年に満たない場合は3年間）
- ※ 免責期間（保険金をお支払いしない期間）：365日間
- ※ 認知症・メンタル疾患補償特約（最長2年間）、妊娠に伴う身体障害補償特約（女性のみ）

## ■ 団体総合生活保険 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。



### 団体長期障害所得補償 (GLTD\*1) 定額型

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。

\*1 GLTDは団体長期障害所得補償 (Group Long Term Disability) の略称です。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償基本特約	<p>病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合 ▶就業障害期間*2 1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。</p> <p>支払保険金 = 支払基礎所得額*3 × 所得喪失率*4 × 約定給付率 (100%)</p> <p>ただし、支払基礎所得額*3が保険の対象となる方の平均月間所得額*5を超える場合には、平均月間所得額*5を支払基礎所得額*3としてお支払いする保険金の額を算出します。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。</p> <p>*1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます（「妊娠に伴う身体障害補償特約」をセットされる場合、同特約に適用される免責期間は、「団体長期障害所得補償基本特約」に規定する免責期間または90日のいずれか長い期間とします。）。</p> <p>*2 「てん補期間*6内の就業障害の日数」をいいます（お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。）。</p> <p>*3 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。</p> <p>*4 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業障害</li> <li>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害</li> <li>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害（その方が受け取るべき金額部分）</li> <li>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害</li> <li>・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害</li> <li>・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害（「妊娠に伴う身体障害補償特約」をセットされる場合は、お支払対象となります。）</li> <li>・妊娠または出産による就業障害</li> <li>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害</li> <li>・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害（「認知症・メンタル疾患補償特約（精神障害補償特約（D））」をセットされる場合は、所定の精神障害については精神障害てん補期間*1を限度にお支払対象となります。）</li> <li>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害</li> <li>・発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害</li> <li>・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害*2*3</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
	<p>所得喪失率 = <math>1 - \frac{\text{免責期間*1が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額*7}}{\text{免責期間*1が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得*8の額}}</math></p> <p>ただし、所得*8の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。</p> <p>*5 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得*8の平均月額をいいます。</p> <p>*6 同一の病気やケガによる就業障害*9に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間*1終了日の翌日からの期間）のことをいいます。</p> <p>*7 免責期間*1開始以降に業務に復帰して得た所得*8の額をいい、免責期間*1の終了した月から1か月単位で計算します。</p> <p>*8 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。</p> <p>*9 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。</p>	<p>*1 「団体長期障害所得補償基本特約」のてん補期間にかかわらず、精神障害てん補期間が限度となります。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払対象となります。</p> <p>*3 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。</p>

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます（定義A）。

免責期間*1中	てん補期間*1開始後
<p>病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない状態。</p> <p>①その病気やケガのために、入院していること。</p> <p>②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。</p> <p>③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。</p> <p>*1 免責期間については上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*1」をご確認ください。</p>	<p>病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない*2、または一部従事することができず、かつ所得喪失率*3が20%超である状態。</p> <p>①その病気やケガのために、入院していること。</p> <p>②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。</p> <p>③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。</p> <p>*1 てん補期間については上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*6」をご確認ください。</p> <p>*2 全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。</p> <p>*3 所得喪失率については上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*4」をご確認ください。</p>

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、「お問い合わせ先」までご連絡ください。



# 告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合\*1には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。

\*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。

※医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方（被保険者）ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方（被保険者）**ご自身がありのままにご記入ください。\***<sup>1</sup>

**告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけません。**<sup>\*2</sup>

※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

\*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

介護補償にのみ（追加）加入される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方（被保険者）とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

\*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけません。

**過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。**

お申込み後、保険金請求時等に、**告知内容についてご確認ください**  
**いただく場合**があります。

えっと、  
1年前に…



告知内容を  
確認させて  
ください。

告知いただく内容例は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無（予定を含みます。）
- ② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療（投薬の指示を含みます。）の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無 等

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

※ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

**ご注意ください。**

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。

また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。

告知に関するお問い合わせは、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

い  
た  
し  
ま  
す  
。お  
願  
い





## サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

### ・メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。  
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間\*1: 24時間365日



0120-708-110

\*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は24時間365日)。

### 緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

### 医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

### 予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で、専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

### がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

### 転院・患者移送手配\*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

\*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

### ・介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間: ・電話介護相談 : 午前9時～午後5時  
いずれも  
土日祝日、  
年末年始を除く  
・各種サービス優待紹介: 午前9時～午後5時



0120-428-834

### 電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム\*1」をご利用いただくことも可能です。

\*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

### インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] [www.kaigonw.ne.jp](http://www.kaigonw.ne.jp)

### 各種サービス優待紹介\*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。\*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

\*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。\*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

### ・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間: ・法律相談 : 午前10時～午後6時  
いずれも  
土日祝日、  
年末年始を除く  
・税務相談 : 午前2時～午後4時  
・社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時  
・暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時



0120-285-110

### 法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] [www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html)

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

### 社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

### 暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

### ・メンタルヘルスサポート

自動セット

【対象となる基本補償】

団体長期障害所得補償にご加入いただいた場合



受付時間: 午前9時～午後9時  
〔日祝日を除く〕



0120-783-503

職場や家庭等で起こるさまざまな「こころ」の問題の解決をバックアップします。

### メンタルヘルス電話相談

職場や人間関係に関するお悩み等、メンタルヘルスについて心理相談員等にお電話でご相談いただけます。

### ご注意ください (各サービス共通)

- ご利用は、保険期間中(認知症介護電話相談については、てん補期間中も含まれます。)にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者\*1・ご親族\*2の方(以下サービス対象者といえます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシスト、介護アシスト、メンタルヘルスサポートの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

\*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。

\*2 6親等以内の血族・3親等以内の姻族をいいます。

## 現在ご加入中のかたへ（保険期間の途中での変更など）

◆ 現在ご加入中のかたが、以下のお手続き・ご変更、ご連絡をご希望の場合はお申し出ください。お申し出は右のQRコードからお願いいたします。

ご加入者  
お申し出



◆ お客様情報の変更

- 氏名の変更
- ご住所の変更
- メールアドレスの変更・新規登録
- 電話番号の変更・新規登録
- プランの変更（医科の先生のみ）
- 保険料振替口座の変更

★ ご勤務先の変更についてはお申し出は不要です。この保険はご勤務先の限定はありませんので、ご勤務先が変更になってもかわらずに補償の対象となります。

◆ 加入者票の再発行

ご登録住所にお送りいたします。（お届けまでにお時間をいただきます、ご容赦ください）  
（ご住所等が変更になっている場合は同時にお申し出ください）

◆ ご解約（脱退）

保険期間途中でのご解約（書類のご提出が必要です）

◆ その他のお申し出・ご連絡・ご質問など

■ 領収証の発行はおこなっておりません、なにとぞご了承ください。

■ 勤務医師賠償責任保険・勤務歯科医師賠償責任保険は「保険料控除」の対象ではありませんので、「控除証明書」の発行はありません。

## もし、事故が起こったら 24時間365日受付の「東京海上日動安心110番」

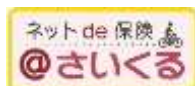
事故が起こった際には、「東京海上日動安心110番」までご連絡をお願いいたします。

ご連絡先  **0120-720-110**

※ IP電話等、フリーダイヤルをご利用いただけない場合は、下記までご連絡をお願いいたします。  
03-5977-6701

上記は事故の受付窓口です、事故対応は**医療事故専門の部署**が担当いたします。  
ご連絡をいただく際に、「**担当者からの連絡を希望する**」とお申し出ください。

### 自転車事故にそなえて



ネットde保険  
@さいくる

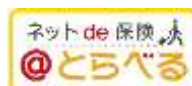
日常生活での自転車事故にそなえてご加入ください。  
（業務中是对象外）スマホでお申込み可能です。

三井住友海上  
ネットde保険@さいくる  
（GKケガの保険（パーソナル生活補償保険））

さいくる



### 海外旅行にそなえて



ネットde保険  
@とらべる

海外旅行にお出かけのとき、事故や急なご病気にそなえてご用意ください。スマホでお申込み可能です。

三井住友海上  
ネットde保険@とらべる（特定手続用海外旅行保険）

とらべる



資料請求はこちらから

左のQRコードから資料のご請求が可能です。ぜひご利用ください。



株式会社メディカル保険サービス

TEL : 0120-148-507 E-mail : doctor@medical-hoken.com